

関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2206225 号
令和 4 年 6 月 22 日
原 子 力 規 制 庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、2022年2月28日付け関原発第559号（2022年5月9日付け関原発第56号及び2022年6月13日付け関原発第139号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された高浜発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

申請者が提出した保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 組織改正に伴う変更

組織改正に伴い、土木建築工事グループを廃止することから、関連する保安規定条文である第4条、第5条等を変更する。

2. 職務分担見直しに伴う変更

火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する総括業務等の職務分担を見直すことから、関連する保安規定条文である第5条等を変更する。

III. 審査の内容

1. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

(1) 組織改正等に伴う変更内容が、申請者から2020年4月1日付け関原発第11号をもって届出のあった高浜発電所原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出書（1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉）に記載された発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していること。

2. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定。以下「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第92条第1項各号を表している。

(1) 第3号（発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織）関係

第3号について、保安規定審査基準は、本店等及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを要求している。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第3号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

① 組織改正に伴う変更

土木建築工事グループの廃止に伴い、保安に関する職務のうち、従前の組織である土木建築工事グループ課長が行っていた土木設備及び建築物に係る保守、修理等に関する業務等が、土木建築課長が行う保安に関する職務の内容として定められていること

② 職務分担見直しに伴う変更

職務分担の見直しに伴い、保安に関する職務のうち、安全・防災室長が行っていた火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する総括業務が、保全計画課長が行う保安に関する職務の内容として定められていること

なお、上記のほか、組織改正及び職務分担見直しに伴う変更が関連する保安規定条文に適切に反映されていることを確認した。